

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

平成29年度決算額

【歳入決算額】 地方消費税交付金 201,942千円 (一般分 110,360千円、社会保障財源分 91,582千円)

【歳出決算額】 社会保障施策に要する経費 1,367,700千円

(単位：千円)

科 目 名		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出金	町 債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の交付金)	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	176,172	8,077	0	0	5,504	162,591
	障害者福祉費	290,115	190,545	0	0	17,059	82,511
	社会福祉施設費	16,052	0	0	0	0	16,052
	国民年金費	4,955	3,185	0	0	0	1,770
	国民健康保険事業費	111,500	56,345	0	0	7,204	47,951
	地域福祉基金費	12	0	0	12	0	0
	介護保険事業費	178,419	1,160	0	0	28,060	149,199
	臨時福祉給付金給付事業費	35,698	35,698	0	0	0	0
児童福祉費	児童福祉総務費	109,656	48,667	0	0	10,972	50,017
	児童措置費	321,277	213,209	0	33,127	14,247	60,694
	子ども・子育て支援給付費	5,697	3,892	0	0	343	1,462
保健衛生費	保健衛生総務費	59,571	0	0	78	0	59,493
	予防費	52,582	1,466	0	4,559	7,400	39,157
	母子衛生費	5,994	53	0	0	793	5,148
合 計		1,367,700	562,297	0	37,776	91,582	676,045

※この内訳表は、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。以下同じ。)については地方税法第72条の116により「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」とされているため、引上げ分に係る地方消費税収を社会保障施策に要する経費へ充当する決算額の内訳です。